

1.有機農産物の生産行程管理者

(2)栽培場(きのこ・スプラウト)で生産する事業者

		区分	説明	金額(税別)	単位	金額(税込)
1	基礎費用	事務手数料		15,000	円/件	16,500
2	加算項目	ほ場数加算		1,000	円/ほ場	1,100
3		面積加算		右表参照		
4		グループ認証 構成員数加算	同一規程(※1) 個別規程(※1)	10,000 15,000	円/人 円/人	11,000 16,500
5	検査費用	検査料	4時間まで	30,000	円/件	33,000
			超過加算(※2)	4,000	円/時	4,400
		旅費・移動	旅費	実費(※3)		
移動時間加算(※4)	1,200		円/時	1,320		
6	割引項目	データ割引	電子メール等による申請	△1,000	円/件	△1,100

3 面積による加算(※5)

面積	金額(税別)	金額(税込)
～500㎡	35,000	38,500
～1,000㎡	38,000	41,800
～2,000㎡	43,000	47,300
～3,000㎡	48,000	52,800
～4,000㎡	53,000	58,300
～5,000㎡	58,000	63,800
以降1,000㎡につき5,000円(税込5,500円)加算		

(注)

- ※1
- ・グループ認証の場合に、2件目から加算対象とし、1構成員の場合は適用しない。
 - ・構成員が同一の規程を共有する場合「同一規程」の料金を適用
 - ・構成員がそれぞれ独自の規程を作成している場合「個別規程」の料金を適用
- ※2
- ・検査が4時間を超えると、超過加算を適用,30分単位で計算する。
 - ・2日以上実地検査がかかった場合、2日目以降日当20,000円(税別)を追加
 - ・検査員が複数の場合は、人数×上記の金額
- ※3
- ・公共交通機関は実費・自家車両は30円/km+ETCなど(高速道路実費)とする
 - ・宿泊(前後泊)については、実費を請求する
- ※4
- ・検査の移動時間が1日の往復が6時間を超えた場合、超えた時間につき移動時間加算を適用
 - ・検査時の移動のみに要した日があり、その移動に片道5時間以上を必要とした場合、移動日日当1万円/日(税別)を加算する。移動日のみの日が複数日ある場合は合計時間で計算する
- ※5
- ・上記面積には発生する施設だけでなく、原木栽培の場合は伏せ込場以降、菌床栽培の場合は1次培養施設以降の施設の面積とする。(玉切り、植菌の施設は除く)
 - ・堆肥栽培の場合は、堆肥を別途製造する場合は、堆肥製造者を含む

(補足) 有機農産物の生産行程管理者と有機飼料の生産行程管理者の同時申請の際は、ほ場数・ほ場面積などを合算し、1件分の料金で請求する